

## 山口県奨学金返還支援制度創設奨励金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、若者との共創による県内企業魅力向上事業に係る山口県奨学金返還支援制度創設奨励金（以下「奨励金」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この奨励金は、奨学金返還支援制度を新たに創設した事業者に対し、「山口県奨学金返還支援制度創設奨励金」を支給することにより、県内中小企業等の人材確保、若者の定着促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 本要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業等」とは、中小企業基本法第2条第1項に準じて定めた中小企業等（別記1に定める者）をいう。
- (2) 「奨学金」とは、経済的な理由で就学困難な学生・生徒を支援するために国、地方公共団体、大学、独立行政法人日本学生支援機構その他知事が適当であると認めるものが当該学生に対して貸与する資金で貸与を受けた本人が返還義務を負うものをいい、県内での就業又は居住等を要件として返還額の全部が免除されるものを除く。
- (3) 「奨学金返還支援制度」とは、奨学金を返還する従業員等に対して、事業者が返還額の全部又は一部を補助するために、手当等として支給する制度（手当等支給）又は事業者が従業員等に代わって奨学金の貸与団体に対して直接返還する制度（代理返還）をいう。

### (事務局の設置)

第4条 山口県は、第2条の目的を達成するため、山口県奨学金返還支援制度創設奨励金事務局（以下「事務局」という。）を設置し、支給に必要な事務を事務局が行う。

### (支給対象者)

第5条 奨励金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 県内に本社を有し、中小企業等の定義に該当すること又は山口県が実施する「やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度」に登録していること若しくは「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の認定を受けていること。
- (2) 奨学金返還支援制度を令和6年4月1日以降に新たに創設し、5年以上継続して実施すること（奨学金返還支援制度を就業規則に定め、別途募集要領に定める期間に施行したこと又は施行するもの）。  
なお、奨励金の支給対象となる奨学金返還支援制度の創設については、別記2の条件を満たすこと。
- (3) 「やまぐちジョブナビ」に登録し、奨学金返還支援制度を導入していることを明示した求人情報を掲載していること。
- (4) 山口県ホームページ等で事業者名、所在地及び奨学金返還支援制度の内容等を公表することに同意すること。
- (5) 次のイからチまでのいずれにも該当しない者であること。

- イ 宗教上の組織若しくは団体又は政党その他の政治団体（これらの者が法人でない場合は、その代表者又は管理人）
- ロ 奨励金の支給を申請する日の前日を起算日とする過去1年間において、労働基準法その他の関係法令に違反したことがある者
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又はその統制下の団体
- ニ 従業員等に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者
- ホ 県税を滞納している者
- ヘ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ト 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者
- チ 風俗営業等の規制及び業務の適正化法に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接待業務受託営業」を行う事業者である者

（支給金額）

第6条 奨励金の支給金額は、60万円とする。

（支給の申請）

第7条 奨励金の支給を申請しようとする者は、別に定める期間内に、山口県奨学金返還支援制度創設奨励金支給申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、宣誓・同意書（第1号様式の2）及び別記3に定める書類を添えて事務局に提出しなければならない。

（支給の決定等）

第8条 事務局は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、奨励金を支給することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、奨励金の支給の決定及び支給すべき奨励金の額の確定をし、当該申請書を提出した者に支給決定通知書兼奨励金額確定通知書（第2号様式）を通知するものとし、奨励金を支給することが不適当であると認めるときは、当該申請書を提出した者に不支給決定通知書（第2号様式の2）を通知するものとする。

2 事務局は、前項の場合において、適正な支給を行うため必要があるときは、奨励金の支給の申請に係る事項を修正して奨励金の支給の決定をすることができる。

3 事務局は、第1項の規定により奨励金の支給の決定をする場合において、当該奨励金の支給の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 前条の規定により奨励金の支給の決定の通知を受けた者（以下「支給決定事業者」という。）は、当該通知に係る奨励金の支給の決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の支給の決定はなかったものとみなす。

(奨励金の経理)

第10条 支給決定事業者は、奨励金に係る経理の状況を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類等を奨励金の支給の決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(報告及び検査)

第11条 山口県及び事務局は、必要があると認めるときは、支給決定事業者に対し、報告を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(支給の決定の取り消し等)

第12条 事務局は、支給決定事業者が第1号又は第2号に該当するときは、奨励金の支給の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、奨励金を受給したことが判明したとき。

2 事務局は、前項の規定により奨励金の支給の決定を取り消した場合において、既に奨励金が支給されている時は、期限を定めて奨励金の返還を命ずるとともに、その命令に係る奨励金に対して、奨励金受領の日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

3 事務局は、前項の規定により奨励金の返還を命じた場合において、これが返還すべき日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

4 奨励金の返還に係る費用については、事業者の負担とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。

別記1（第3条関係）

業種分類	資本金・従業員の規模
① 製造業、建設業及び運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人
③ サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人及び個人
⑤ ゴム製品製造業（自動車及び航空機用のタイヤ及びチューブの製造業並びに工場用ベルトの製造業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の法人及び個人
⑥ ソフトウェア業及び情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の法人及び個人
⑧ その他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人、農事組合法人、農業法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑩ 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者
⑪ 特別の法律によって設立された組合及びその連合会	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者
⑫ 財団法人及び社団法人	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者
⑬ 特定非営利活動法人	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者

## 別記2（第5条関係）

支援額	(1)又は(2)のいずれかを満たすこと。 (1) 毎月の本人返済額の全部又は一部（返済額の2分の1以上を支援するものに限る。）。 ただし、いずれの場合も、上限額を設けるときは8千円以上とすること。 (2) 毎月定額8千円以上 ただし、本人の返済額が支援定額を下回る場合は、返済額を支援額として差し支えないものとする。
支援期間	3年以上
対象	従業員が3親等以内の親族が経営する企業に就業の場合、奨学金返還支援制度創設奨励金の支援対象から外すこと。

## 別記3（第7条関係）

- (1) 労働基準監督署長へ提出した就業規則・変更届等の写し
- (2) 「やまぐちジョブナビ」に掲載された求人情報の写し
- (3) 振込先口座を確認できる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類